

佐監第 5 9 号の 5
令和 7 年 8 月 1 8 日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和 6 年度佐倉市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の
審査意見書について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項、同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により、審査に
付された令和 6 年度佐倉市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び関係書類並び
に各基金運用状況を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度 佐倉市一般会計・特別会計決算審査意見書

第1 審 査 の 対 象

1 審査の対象となる決算

(1) 一般会計

佐倉市一般会計歳入歳出決算

(2) 特別会計

佐倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市介護保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市災害共済事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査対象年度

令和6年度

第2 審 査 の 期 間

令和7年6月30日から令和7年8月15日まで

第3 審 査 の 着 眼 点 及 び 方 法

- 1 決算審査に当たっては、決算書及び関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の運営が、法令等の規定に沿って適正かつ効率的に行われているか、財産の管理は適正か等を次の主な着眼点に基づき実施した。

主な着眼点

- (1) 決算書は、適正かつ正確に作成されているか。
- (2) 予算の執行は、適正かつ効率的に執行されているか。
- (3) 収入支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われ、その理由に妥当性があるか。

- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、分析の手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和7年7月22日及び23日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

令和6年度における一般会計及び特別会計の決算については、適正であると認められた。

審査の結果は、下記のとおりであり、十分に留意されたい。

記

(1) 決算の概要について

令和6年度一般会計は、歳入62,449,695,454円（対前年度比4.7パーセント増）、歳出59,653,760,335円（同4.8パーセント増）で、歳入歳出差引額は、2,795,935,119円（同2.9パーセント増）となっている。

歳入、歳出ともに前年度に比して増となっている。歳入については、地方特例交付金、地方交付税、県支出金、繰入金、市債等の増により、前年度と比べ、約27億9,000万円の増加となった。他方、歳出については、物価高騰対策臨時給付金支給事業（令和6年度調整給付分）、物価高騰対策臨時給付金支給事業（令和6年度住民税非課税世帯追加支給分）、障害者介護給付事業、児童手当支給事業等の民生費の増のほか、岩名運動公園拡張整備事業、ふるさと広場拡張整備事業等の土木費の増により、前年度と比べ約27億1,000万円の増加となった。

また、特別会計は、6特別会計で、歳入35,984,537,650円（同1.5パーセント増）、歳出35,564,902,987円（同1.0パーセント増）で、歳入歳出差引額は、419,634,663円（同75.6パーセント増）となっている。

国は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の規定に基づき、地方公共団体に対し地方交付税を交付しているが、このうち、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足分については、普通交付税を交付しており、佐倉市は、平成21年度以降、普通交付税の交付団体となっている。

令和6年度の地方交付税交付額は、5,056,020,000円で、前年度と比べ約4億6,000万円増加した。これは、普通交付税の大幅な増額によるものであり、一般会計の歳入全体における地方交付税の構成比率は8.1パーセント（同0.4ポイント増）に上昇した。

今後とも地方交付税制度の動向に注視するとともに、同交付税に過度に依存することのないよう、自主財源の確保にさらに努められたい。補助事業に係る財源等に関しても、必要な財源が確実に事業へ充当されるよう、適正な事務執行の確保に一層努められたい。

また、限られた財源を有効に活用するため、事務事業の見直しを徹底し、行政コストの削減を図るべく市長及び職員が一丸となって、市民の理解を得ながら引き続き、更なる行政事務、事業の見直し等による財政

健全化に取り組まれない。

(2) 財政指標の状況について

令和6年度における各財政指標についてみると、市の財政力を示す財政力指数は、その数値が高いほど財源に余裕があることを示しているが、令和3年度は0.91、令和4年度は0.89、令和5年度は0.86、令和6年度は0.84と、徐々に低下している。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和3年度が87.9パーセント、令和4年度は92.6パーセント（同4.7ポイント増）、令和5年度は93.7パーセント（同1.1ポイント増）、令和6年度は95.6パーセント（同1.9ポイント増）となり、財政の硬直化が進んでいる。

他方、令和6年度末の市債残高は、前年度末より約12億8,000万円減少し、約283億7,000万円となった。

地方公営企業や一部事務組合への公債費負担等も含めた実質的な公債費の割合を示す実質公債費比率は、令和6年度は2.2パーセントであり、令和5年度に比べ0.5ポイント増加した。

単年度の実質的な収支を示す実質単年度収支は、平成28年度から令和元年度まで赤字が続き、その後、令和2年度から令和4年度まで黒字となった。しかし、令和5年度の約11億円の赤字に続き、令和6年度は約11億7千万円の赤字となった。

財政指標から見た健全性は維持されているものの、財政状況は、より厳しさを増していることから、引き続き、限りある財源の有効かつ適正な執行に努められたい。

(3) 一般会計における歳入について

ア 一般会計における歳入のうち市税は約245億円で、前年度に比べると約1億円の減となっている。

これは、法人市民税や固定資産税等が経済の回復基調の継続等により増額になったものの、令和6年度に実施した定額減税の影響で個人市民税が減額になったことによるものである。

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その増減は健全な財政運営に大きな影響を及ぼすことから、適正・公正な課税を実現し、引き続き、更なる収入率の向上に努められたい。

使用料及び手数料の収入は約5億3,000万円で、前年度に比べ約1,100万円の減となっている。これは、小児救急医療診療費や佐倉コミュニティセンター使用料の減によるものが大きい。

長期的には人口減少等に伴う市税の継続的な伸びは見込めないことから、使用料等の受益者負担の適正化を図りつつ積極的な自主財源の

確保に努められたい。

イ 歳入における収入未済額のうち、市税の収入未済額は約 8 億 5,000 万円で、前年度と比べ約 8,500 万円の減であり、収入率は 96.5 パーセントと、前年度比 0.4 ポイントの増となっている。

これは、期限内収納への取組、徴収業務の適切な実施等による収納努力が功を奏した結果であると評価する。

一方で、使用料や諸収入未済額が慢性的に発生している。新たな財政負担の要因とならないよう、滞納初期段階での迅速かつ適切な対応及び滞納者への継続した納付勧奨により早期の収納につなげるとともに、キャッシュレス決済等の納付手段の拡大等、市民の利便性の向上を図ることで収入未済の事前防止、改善に努められたい。

ウ 市税をはじめ、市の有する債権の滞納に係る管理・回収については、一部の滞納繰越強制徴収公債権を債権管理課に移管し、同一債務者の複数種類の公債権の一括管理を行うことにより一定の効果を上げている。引き続き、債権移管による効果や成果を検証しつつ、適切な債権管理事務に努められたい。

なお、保有債権の不納欠損処分については前年度より減少しているものの、引き続き、不納欠損処分に当たっては法令等の定めるところにより滞納者の支払能力等個別事由を調査・判断の上、厳格に処理されたい。

(4) 一般会計における歳出について

一般会計における歳出は、約 596 億 5,000 万円で、前年度と比べ約 27 億 1,000 万円の増となっている。

これを性質別で分析すると、維持補修費、積立金、繰出金、災害の合計で約 1 億 8,000 万円の減となったものの、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等、投資・出資・貸付金、投資的経費の合計で約 29 億円の増となったことによるものである。

人件費については、約 98 億 7,000 万円で、前年度と比べ約 5 億 4,000 万円の増となっている。なお、時間外勤務については、所属長を中心に縮減に向け、職員の勤務体制や業務配分等の見直しを行い、人事管理と健康管理の両面から圧縮に努められたい。

扶助費については、約 177 億 9,000 万円で、前年度と比べ約 12 億 7,000 万円の増となっており、これは、物価高騰対策臨時給付金支給事業等によるものである。

公債費については、約 32 億 7,000 万円で、前年度と比べ約 6,500 万円

の増となっているが、新規借り入れを償還額以内に抑えたため市債残高は減少した。今後とも将来負担を考慮し、適切な借入れに努められたい。

不用額については、約41億8,000万円で、前年度と比べ約11億5,000万円の増となっている。不用額の主な要因としては、物価高騰対策臨時給付金支給事業の継続的な実施によるもの、入札差金や対象見込件数の減によるものである。今後とも執行見込額を的確に把握し、不用額が明らかになった場合には、速やかに補正措置を行う等、適切な対応を図り、財源の有効活用に努められたい。

執行率は91.6パーセントと前年度と比べると2.3ポイント増加しており、各事業の予算はおおむね計画どおり執行されていることが認められた。

今後も少子高齢化の進行により、社会福祉・保健医療等に係る経費の増加が見込まれ、さらにインフラ整備に多額の財政需要が見込まれること等、厳しい財政運営が想定されることから、事業の費用対効果の検証を行い、経費の縮減、事業の計画的な推進を図るとともに、新規事業の立ち上げ時における事業終期の設定や更なる事務事業の抜本的な見直しを通じて、限られた財源を効率的かつ効果的に活用されたい。

(5) 特別会計における決算収支について

ア 国民健康保険特別会計については、令和6年度末で保険税の収入未済額は、約14億5,000万円であり、前年度より約6,500万円減少してはいるものの、一般会計の市税の収入未済額を大きく超えている状況にある。また、収入率に関しても、市税の96.5パーセントに比し、69.3パーセントと極めて低調である。

厳しい社会情勢にあっても、安定した事業運営を行うためには、収入率の向上を図り、財源となる保険税の確保が必須である。

収入率の向上は、現年度分の収入率によるところが大きいことから、引き続き、着実な成果が見られる佐倉市納税案内センターの活用も含め、早期かつ積極的な納付喚起に努めるとともに、滞納の未然防止策として、国民健康保険加入手続時の窓口での保険税口座振替勧奨及び金融機関等に対する口座振替勧奨依頼等、納税環境の改善に取り組まれたい。

滞納時においては、初期対応等債権管理の徹底を図るとともに、過年度分の滞納整理に当たっては、毅然たる姿勢で厳格に収入未済額の圧縮に取り組み、負担の公平化を図られたい。

また、医療費の抑制につなげるため、健康増進や生活習慣病の予防等、市民の健康づくりを積極的に支援されたい。

イ 介護保険特別会計については、介護保険料の収入未済額が約 6,800 万円で、不納欠損額は約 700 万円となっている。

また、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療保険料の収入未済額が約 3,000 万円で、不納欠損額は約 500 万円となっている。

介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入については、今後、被保険者数の増加に伴い、収入未済額も増加する可能性が高いと想定される。保険料は、介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により 2 年でその債務が時効によって消滅することから、現年度分の期限内納付の勧奨及び納付遅延時の初期対応策を強力に講じ、収入未済額の増加に歯止めを掛けられたい。

さらに、過年度分の滞納整理に当たっては、書面による債務確認や分割納付計画書の提出を求めることにより納付誓約させる等、消滅時効に陥ることのないよう対策を講じられたい。また、引き続き、債権管理課とも連携を図り、適切に対応されたい。

ウ 農業集落排水事業特別会計については、利用者から徴する使用料が少なく、事業費のほとんどが一般会計からの繰入金で賄われていることから、今後の公共下水道への接続に備え、計画的な事業運営に努められたい。

エ 災害共済事業特別会計については、市民が火災、水害等により被災した際の共済制度として存在しているが、小規模の共済制度は、同様の保険商品が民間にも多数存在することから、市が率先して事業展開する必要性は小さいと認められる。

同共済制度の在り方については、近年頻発する台風や大雨被害への対応を踏まえ、引き続き、検討されたい。

オ 特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て事業を行う独立採算制が原則であるが、一般会計からの繰入金は法定分も含め、連年多額になっている。令和 6 年度についても、一般会計からの繰入金は約 43 億 3,000 万円である。

自立した事業運営に向けて、更なる経費の縮減及び財源の確保に努められたい。

(6) 補助金及び負担金について

ア 補助金については、事業の必要性や費用対効果、成果等について毎年検証するとともに、その交付に当たっては、公益性や公平性の確保

が重要であるため、より透明性の高い運営に努められたい。特に補助対象経費の査定に当たっては、補助対象事業ごとに対象経費を明確に特定の上、対象事業に係る補助対象経費を厳格に精査されたい。

イ 各一部事務組合負担金については、その内容及び負担割合の妥当性等を精査し、その上で負担に応じるよう努められたい。

(7) 契約事務について

契約事務においては、現在予定価格を事前公表することを前提として入札に臨んでいるが、その結果、高率落札等の予定価格事前公表制度の弊害も見受けられる。

最低制限価格及び低入札調査基準価格については、事後公表へ変更されたが、今後もこの制度変更の効果を注視していく必要がある。

他方、予定価格の事前公表は、過去、情報漏れによる不正や過当競争での工事の質の低下を防ぐことを優先していたが、一方で事業者に競争を促すことも重要であるので、社会・経済情勢や業界動向等に応じて制度の見直しについて不断の検証をされたい。

(8) 指定管理者制度について

公の施設への指定管理者制度の導入については、メリット、デメリットを分析の上、指定管理者制度に移行した後の市職員の活用、さらには総人件費の抑制に資するかどうか等の検証も含めて取り組まれたい。

(9) 財産について

佐倉市が保有する財産のうち、目的や利用計画が明確でなく、十分な活用がされていない広大な面積の土地については、土地利用の検討を一部の担当課に任せることなく、土地利用に関する情報を一元管理し、長期的な視野に立った活用策を立案する全庁的な体制の整備に取り組まれたい。市民の財産である土地等の有効活用を図るため、事態の進展に努められたい。

最後に、本意見書を踏まえ、令和6年度の決算状況を詳細に分析し、令和7年度の財政運営及び令和8年度の予算編成に活かされることを、監査委員の総意とする。

令和6年度 佐倉市基金運用状況審査意見書

第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる基金
佐倉市中小企業資金融資基金
佐倉市文化財産等取得基金
佐倉市民音楽ホール事業基金
佐倉市土地開発基金
- 2 審査対象年度
令和6年度

第2 審査の期間

令和7年6月30日から令和7年8月15日まで

第3 審査の着眼点及び方法

- 1 審査に当たっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを着眼点として実施した。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和7年7月22日及び23日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

第4 審査の結果

令和6年度における各基金の運用は、適正であると認められた。
今後も各基金の適正な運用に努められたい。